

## 特定計量器定期検査のお知らせ

取引や証明に使用する計量器（はかり）は、2年に1回定期検査を受けることが計量法で定められています。

令和5年度は9月20日（水）に留寿都村役場公用車車庫で定期検査を実施します。

取引や証明に使用するはかりをお持ちの方は、令和5年7月31日（月）までに調査票を企画観光課まで提出してください。調査票については、企画観光課に備付けてある他、ホームページをご覧ください。

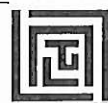
なお、前回の定期検査（令和3年9月19日（水）実施）を受けている事業者の方には、7月中に調査票をお送りしますので、検査対象となるはかりの変更がないかどうか、内容の確認をお願いします。

取引・証明に特定計量器（はかり）を使用する場合、次のことが必要になります。

検定証印等のついた「はかり」を使用し、  
2年に1度、定期検査を受けること。



<検定証印>



<基準適合証印>

取引・証明に使用不可

家庭用印のついた「はかり」は  
取引・証明に使用できません。



<家庭用印>

◎何かご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

留寿都村役場企画観光課  
商工観光係  
TEL : 0136-46-3131

調 査 票

氏名または名称

住 所

虻田郡留寿都村

電話番号

(            )            -

検査対象計量器

計量器の種類・個数	能 力	分銅・おもりの個数	購入年月日

手数料一覧

種類	能 力	手数料	種類	能 力	手数料
機械式	100 kg以下	700 円	電気式	100 kg以下	1,900 円
	250 kg以下	1,100 円		250 kg以下	2,600 円
	500 kg以下	1,800 円		500 kg以下	2,900 円
	1 t 未満	2,900 円		1 t 未満	4,400 円
棒はかり		350 円			
手ばかり		350 円			
分銅		10 円			
おもり		10 円			

※ 手数料は、一個当たりのものとなります。

備 考

※ この調査票には、令和3年9月19日以降に購入したはかりのみ記入してください。